

広島県告示第七百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第六項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成十九年七月三十一日 午後一時三十分から

二 場所

尾道市因島土生町七番地四 尾道市因島支所

三 案件

大浜崎鳥獣保護区特別保護地区（尾道市因島大浜町地内の大浜崎公園の区域のうち県有地及び本州四国連絡高速道路株式会社所有地の区域一円。面積一七ヘクタール。存続期間十年間）の再指定について